

第29回定時株主総会 招集ご通知

日時

2024年12月20日（金曜日）
午前10時
（受付開始 午前9時30分）

（開催時刻が前回と異なりますので、お間違えないようお願い申し上げます。）

場所

札幌市白石区平和通十五丁目北1番21号
株式会社CEホールディングス
本社4階会議室

目次

第29回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
第1号議案 資本準備金の額の減少の件	
第2号議案 剰余金処分の件	
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件	
第4号議案 監査等委員である取締役1名選任の件	
事業報告	17
連結計算書類	36
計算書類	38
監査報告	40

証券コード 4320
2024年11月29日

株 主 各 位

札幌市白石区平和通十五丁目北1番21号

株式会社 CEホールディングス

代表取締役社長 齋 藤 直 和

第29回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。
さて、当社第29回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトへのアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト <https://www.ce-hd.co.jp/ir/meeting/>
（上記ウェブサイトへアクセスいただき、「第29回定時株主総会」にある「第29回定時株主総会招集ご通知」を選択して、ご確認ください。）



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「CEホールディングス」（CEは全角）又は「コード」に当社証券コード「4320」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年12月19日（木曜日）午後6時までに、議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

【インターネット等による議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）へアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「ログインID」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

インターネット等による議決権行使に際しましては、後記の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいませようお願い申しあげます。

【書面（郵送）による議決権行使の場合】

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2024年12月20日（金曜日）午前10時
（開催時刻が前回と異なりますので、お間違えのないようお願い申し上げます。）
2. 場 所 札幌市白石区平和通十五丁目北1番21号
株式会社C Eホールディングス 本社4階会議室
（末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 1. 第29期（2023年10月1日から2024年9月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第29期（2023年10月1日から2024年9月30日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
第1号議案 資本準備金の額の減少の件
第2号議案 剰余金処分の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）
(1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。
(2) インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
(3) インターネット等と議決権行使書により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
(4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
(5) 議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を当社にご通知ください。

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、当日は本株主総会の開催時刻の変更に伴い、午前9時30分より受付を開始いたします。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- 書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
- ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」「会社の支配に関する基本方針」
②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
③計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2024年12月20日（金曜日）
午前10時
（受付開始：午前9時30分）



書面で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2024年12月19日（木曜日）
午後6時到着分まで



インターネット等で議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2024年12月19日（木曜日）
午後6時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

〇〇〇〇〇〇 御中

株主総会日 議決権の数 XX 股

XXXXXXXXXX月XX日

投票日現在のご所有株式数 XXX 株

議決権の数 XXX 股

1. _____

2. _____

同封切付 〓 ログイン用QRコード

見本

ログインID XXXXX-XXXX-XXXX-XXX

参加者番号 XXXXX

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、2、4号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に〇印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に〇印

第3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に〇印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に〇印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に〇印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

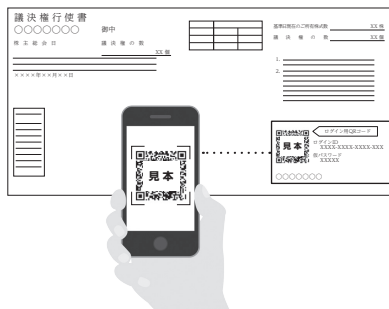
※議決権行使書用紙はイメージです。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第1号議案 資本準備金の額の減少の件

1. 資本準備金の額の減少の理由

当社は、株主の皆様への利益還元を一層強化するため、新たな株主還元方針を決定いたしました。当該株主還元方針の実行を含めた財務戦略上の柔軟性・弾力性を確保することを目的として、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えたいと存じます。

2. 資本準備金の額の減少の内容

(1) 減少する資本準備金の額

資本準備金1,289,041,990円のうち400,000,000円を減少し、その減少額全額をその他資本剰余金に振り替え、減少後の資本準備金の額を889,041,990円といたします。

(2) 資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

2024年12月20日

3. 資本準備金の額の減少の日程（予定）

- | | |
|-----------------|-----------------|
| (1) 債権者異議申述公告 | 2024年11月18日 |
| (2) 債権者異議申述最終期日 | 2024年12月19日（予定） |
| (3) 効力発生日 | 2024年12月20日（予定） |

第2号議案 剰余金処分の件

当社は、株主尊重を第一義として考え、利益分配につきましては、経営基盤の一層の強化と事業拡大に必要な内部留保を確保しつつ、株主の皆様への利益還元を継続して実施してまいりました。

当期以降の株主還元方針につきましては、株主の皆様への利益還元を一層強化することを目的として、医療情報システムを中心とした既存事業の収益力向上、継続的な財務基盤の安定、及び持続的成長に向けたM&A等の投資資金の確保などを総合的に勘案し、以下のとおりとしております。

- ・当期配当（1株18円）をスタートとし、累進配当（注1）により、今後は増配または配当維持を継続する
- ・連結配当性向（注2）は、前記の累進配当方針に合致しない可能性があるため、それに加えて配当利回り（注3）、総還元性向（注4）並びに自己資本配当率（DOE）（注5）なども踏まえて、配当及び機動的な自己株式取得を実施する

（注1）1株当たり配当金の前期実績に対して、当期に増配または配当維持を行うこと

（注2）連結配当性向 = $(\text{配当金総額} \div \text{親会社株主に帰属する当期純利益}) \times 100$

（注3）配当利回り = $(1 \text{株当たり当期配当金} \div \text{前期末日時点の株価終値}) \times 100$

（注4）総還元性向 = $\{(\text{配当総額} + \text{自己株式取得総額}) \div \text{親会社株主に帰属する当期純利益}\} \times 100$

（注5）自己資本配当率（DOE*） = $(\text{配当総額} \div \text{当期末自己資本}) \times 100$

* DOE： Dividend on Equity

当期の期末配当につきましては、上記方針に則り、以下のとおりといたしたいと存じます。

なお、期末配当につきましては、第1号議案「資本準備金の額の減少の件」が承認可決されることを条件とさせていただきたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき 金18.0円
配当総額 金272,164,266円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2024年12月23日

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。取締役会において、より機動的に意思決定が行えるよう1名減員し、取締役6名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の内容につきましては、過半数を独立社外取締役で構成する任意の指名・報酬諮問委員会で審議の上、取締役会の決議により決定しています。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当	候補者属性		
1	すぎもと やすあき 杉本 恵昭	代表取締役会長 C I O（最高投資責任者）	再任	男性	
2	にいざと まさのり 新里 雅則	取締役副社長 C O O（最高執行責任者）	再任	男性	
3	まつざわ よしたか 松澤 好隆	専務取締役 C R O（最高リスク管理責任者）	再任	男性	
4	は が けいいち 芳賀 恵一	常務取締役 経営・事業企画担当 C S O（最高戦略責任者）	再任	男性	
5	たぐち つねひと 田口 常仁	取締役 管理担当 C F O（最高財務責任者）	再任	男性	
6	ふくい まこと 福井 誠	社外取締役	再任	社外	男性

候補者 番号	氏名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
1	すぎもと やす あき 杉本 恵 昭 (1950年6月17日生)	1990年3月 株式会社オネスト代表取締役札幌支店長兼任 1996年3月 当社代表取締役社長 2003年7月 当社代表取締役会長CEO（最高経営責任者） 2004年7月 当社代表取締役会長 2004年12月 当社取締役会長 2010年12月 当社代表取締役社長 2012年6月 株式会社駅探社外取締役 2013年4月 株式会社シーエスアイ代表取締役社長 2016年12月 株式会社シーエスアイ代表取締役会長 2017年11月 株式会社エムシーエス代表取締役 2021年12月 当社代表取締役会長CIO（最高投資責任者） (現任) 2021年12月 株式会社シーエスアイ取締役経営顧問 2022年12月 株式会社シーエスアイ取締役経営相談役（現任）	1,582,800株
【選任理由】 当社の創業者であり、長年にわたり当社代表取締役を務めております。引き続きこれらの豊富な経験、知識、人脈と事業投資に関する知見を活かし、当社グループの発展に貢献することが期待できることから、選任をお願いするものであります。			

候補者番号	ふり 氏 (生 年 月 日) がな 名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
2	にい ざと まさ のり 新 里 雅 則 (1959年8月24日生)	1982年4月 日本電気株式会社入社 2001年4月 同社医療ソリューション事業部第一営業部長 2005年4月 同社医療ソリューション事業部統括マネージャー 2008年1月 アイテック株式会社入社 2010年4月 同社経営企画部門部長 2014年4月 同社経営企画部門統括部長 2017年3月 株式会社シーエスアイ取締役 東日本システム営業担当 2017年12月 株式会社Mocosuku取締役 2018年7月 株式会社シーエスアイ常務取締役 システム営業統括担当 2019年12月 同社専務取締役 2021年11月 株式会社エムシーエス取締役 2021年12月 株式会社デジタルソリューション取締役 2021年12月 株式会社シーエスアイ代表取締役社長（現任） 2022年12月 株式会社デジタルソリューション代表取締役社長 （現任） 2023年12月 当社取締役副社長COO（最高執行責任者） （現任） 2024年11月 株式会社エムシーエス代表取締役社長（現任）	38,900株
<p>【選任理由】</p> <p>医療ソリューションをはじめ、医療・ヘルスケア全般に関する豊富な経験と知見を有し、当社取締役副社長及び主要子会社である株式会社シーエスアイ代表取締役社長を務めております。これらに加え、営業・マーケティングの豊富な経験も活かし、当社グループ経営に貢献するとともに、今後の事業拡大を牽引していくことが期待できることから、選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	ふり 氏 (生 年 月 日) がな 名	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
3	まつ ざわ よし たか 松 澤 好 隆 (1957年6月6日生)	1997年4月 株式会社ジャパンケアサービス入社 2000年8月 当社入社 2004年7月 当社管理本部管理部長 2008年12月 当社取締役管理本部長 2014年12月 当社常務取締役管理担当 2015年3月 株式会社エムシーエス取締役（現任） 2019年11月 株式会社マイクロン取締役（現任） 2020年6月 株式会社駅探取締役 2020年12月 当社専務取締役 2020年12月 株式会社シーエスアイ取締役 2021年10月 株式会社デジタルソリューション取締役 2021年12月 当社専務取締役CRO（最高リスク管理責任者） （現任） 2022年2月 株式会社サンカクカンパニー取締役（現任） 2023年10月 株式会社Mocosuku代表取締役社長（現任） 2023年12月 株式会社デジタルソリューション専務取締役 （現任）	176,500株
<p>【選任理由】</p> <p>管理部門全般に関する豊富な経験を有し、当社専務取締役を務めております。引き続きこれらの豊富な経験と見識を活かし、リスク管理、コンプライアンスなど内部管理体制の強化に貢献することが期待できることから、選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	ふり 氏 (生 年 月 日) がな 名	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
4	は が けい いち 芳 賀 恵 一 (1966年6月23日生)	1989年4月 株式会社富士銀行（現株式会社みずほ銀行）入行 1998年10月 サイバートラスト株式会社入社 2000年12月 日本ベリサイン株式会社（現デジサート・ジャパン合同会社）入社 2005年5月 株式会社ビー・ユー・ジー（現DMG MORI Digital株式会社）入社 2008年12月 同社執行役員管理本部長 2015年5月 株式会社シーエスアイ入社 2015年10月 当社経営企画室長 2016年10月 当社執行役員経営企画室長 2017年12月 当社取締役経営企画室長 2019年11月 株式会社マイクロン取締役（現任） 2020年8月 当社取締役経営・事業企画室長 2020年12月 当社常務取締役経営・事業企画室長 2020年12月 株式会社Mocosuku取締役（現任） 2020年12月 株式会社エムフロンティア取締役（現任） 2021年12月 当社常務取締役経営・事業企画室長 CSO（最高戦略責任者） 2022年2月 株式会社シーエスアイ取締役（現任） 2022年2月 株式会社サンカクカンパニー常務取締役 2024年4月 当社常務取締役経営・事業企画担当 CSO（最高戦略責任者）（現任） 株式会社サンカクカンパニー代表取締役 2024年5月 株式会社サンカクカンパニー代表取締役CEO 戦略プロジェクト担当（現任）	67,200株
【選任理由】 IT企業における経営企画及び事業企画に関する豊富な経験を有し、当社常務取締役経営・事業企画担当を務めております。引き続きこれらの豊富な経験と見識を活かし、協業・提携等の実施、経営戦略の策定に貢献することが期待できることから、選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	氏名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
5	たぐち つね ひと 田 口 常 仁 (1967年1月20日生)	1989年4月 日本電気株式会社入社 2009年9月 株式会社ラルズ入社 2012年10月 株式会社アークス財務・経理グループ出向 2015年10月 株式会社シーエスアイ入社 2018年1月 同社管理本部副本部長 2018年1月 当社管理担当部長 2019年1月 株式会社シーエスアイ執行役員管理担当部長 2019年1月 当社執行役員管理担当部長 2019年12月 株式会社シーエスアイ取締役管理担当部長 2020年12月 当社取締役管理担当 2020年12月 株式会社シーエスアイ取締役管理担当（現任） 2020年12月 株式会社マイクロン取締役（現任） 2021年10月 株式会社デジタルソリューション取締役（現任） 2021年12月 当社取締役管理担当CFO（最高財務責任者） （現任） 2022年2月 株式会社サンカクカンパニー取締役（現任） 2023年10月 株式会社Mocosuku取締役（現任）	31,200株
【選任理由】 財務会計・ファイナンスに関する豊富な経験を有し、当社取締役管理担当を務めております。これらの豊富な経験と見識を活かし、財務戦略、経営管理に貢献することが期待できることから、選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
6	ふく い まこと 福井 誠 (1969年11月7日生) (社外取締役候補者)	1993年4月 日本電気株式会社入社 2012年10月 同社公共・医療ソリューション事業本部 医療ソリューション事業部第一ソリューション部長 2018年4月 同社未来都市づくり推進本部本部長代理 2019年4月 同社デジタルヘルスケア事業開発室主席主幹 2020年4月 同社医療ソリューション事業部上席事業主幹 2021年12月 当社社外取締役 (現任) 2022年4月 日本電気株式会社医療ソリューション事業部門 製品・事業企画統括部長 2023年4月 同社ヘルスケア・ライフサイエンス事業部門 医療ソリューション統括部上席プロフェッショナル 2024年4月 同社ヘルスケア・ライフサイエンス事業部門 主席プロフェッショナル (現任)	—
<p>【選任理由及び期待される役割の概要】</p> <p>医療ソリューションをはじめ、医療・ヘルスケア全般に関する豊富な経験と見識を有し、医療IT戦略など政策に関する知見も有しています。これらの経験や見識に基づく監督機能に留まらず、事業に対する適切な助言についても期待できることから、選任をお願いするものであります。なお、同氏は直接会社の経営に関与されたことはありませんが、上記理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 福井誠氏は、社外取締役候補者であります。
3. 福井誠氏は、現在、当社の社外取締役であります。在任期間は本総会終結の時をもって3年となります。
4. 福井誠氏は、日本電気株式会社より使用人としての給与等を受けており、同社は当社の特定関係事業者 (主要な取引先) に該当します。
5. 当社は福井誠氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の責任限定契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としており、同氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告「2. (3) ③役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役 吉住 実氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、新たに監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、選任する監査等委員である取締役の任期は当社定款の定めにより、退任する監査等委員である取締役の任期の満了する2025年12月開催予定の第30回定時株主総会終結の時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

ふり 氏名	現在の当社における地位及び担当	候補者 属性
ではら 出原 丈二	—	新任 社外 男性

<small>ふり</small> 氏 <small>がな</small> 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
<small>で</small> <small>はら</small> <small>たけ</small> <small>じ</small> 出原 丈二 (1956年8月15日生) (社外取締役候補者)	1976年 4月 日東電材株式会社 (現日東電工ベースマテリアル株式会社) 入社 1983年11月 トップラン・ムーア株式会社 (現TOPPANエッジ株式会社) 入社 2008年 4月 同社東日本事業部市場開発部部長 2009年 4月 同社東日本事業部北海道営業本部長 2016年 4月 北海道トップラン・フォームズ株式会社 (現株式会社トップランコミュニケーション プロダクツ) 取締役 2016年 5月 同社 取締役 管理部門担当 2019年 5月 同社 常務取締役 2021年 5月 同社 代表取締役社長 2022年 5月 同社 非常勤顧問 2024年 9月 株式会社シーエスアイ監査役 (現任)	—
【選任理由及び期待される役割の概要】 経営に関する相当程度の知見を有しており、情報収集その他監査の実効性を高めることが期待 できることから、社外取締役として選任をお願いするものであります。		

- (注) 1. 当該候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 出原丈二氏は、新任の社外取締役候補者であります。
3. 当社は、出原丈二氏の選任が承認された場合は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。また、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする予定です。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告「2. (3) ③役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。出原丈二氏が監査等委員である取締役に選任され就任した場合には、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 出原丈二氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。

以上

【ご参考】第3号議案及び第4号議案が承認されたのちの経営体制（予定）

【取締役が有する知識・経験】

氏名	地位	企業経営 経営管理	医療 ヘルスケア	営業 マーケティング	M&A	IT DX	財務会計 ファイナンス	人事労務 人材開発	法務 コンプライアンス	内部統制 リスク管理
すぎもと 杉本	やすあき 恵昭	代表取締役会長 CEO（最高経営責任者）	○	○	○	○	○	○		
にいざと 新里	まさのり 雅則	代表取締役社長 COO（最高執行責任者）	○	○	○	○				
まつざわ 松澤	よしたか 好隆	専務取締役 CRO（最高リスク管理責任者）	○				○	○	○	○
はが 芳賀	けいいち 恵一	常務取締役 経営・事業企画担当 CSO（最高戦略責任者）	○		○	○	○	○		○
たぐち 田口	つねひと 常仁	取締役 管理担当 CFO（最高財務責任者）			○	○	○			○
ふくい 福井	まこと 誠	社外取締役	○	○	○	○				
ではら 出原	たけじ 丈二	社外取締役 常勤監査等委員	○		○				○	○
なくら 名倉	かずのぶ 一誠	社外取締役 監査等委員						○	○	○
よしだ 吉田	しゅうじ 周史	社外取締役 監査等委員			○		○			○
ほしか 星加	みか 美佳	社外取締役 監査等委員							○	○

事業報告

(2023年10月1日から
2024年9月30日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当期におけるわが国経済は、景気の一部足踏みが残るものの、緩やかに回復しています。先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されます。ただし、欧米における高い金利水準の継続や中国における不動産市場の停滞の継続に伴う影響など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっています。また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要があります。

当社グループが事業を展開しております医療業界は、「経済財政運営と改革の基本方針2024」、いわゆる「骨太方針2024」（2024年6月21日）において、日本の高齢者人口の更なる増加と人口減少に対応するため、質の高い効率的な医療・介護サービスの提供体制を確保するとともに、政府を挙げて医療・介護DXを推進し、「全国医療情報プラットフォーム」を構築するほか、電子カルテの導入や電子カルテ情報の標準化、診療報酬改定DX、PHR[注]の整備・普及を強力に進めることとされております。

また、デジタル庁が策定した「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（2024年6月21日アップデート）において、「健康・医療・介護」分野の国による関与（予算措置等）が、他の民間分野への波及効果が大きい準公共分野として引き続き指定されており、無駄・不便を除去し、利便性を実感できる具体的な成果が重要であり、「デジタル化」が「当たり前」であると受け止められることを目指しています。このことから、その中核を担う電子カルテシステムを含む医療情報システムは今後も普及拡大していくものと考えております。

このような状況の中、当社グループの連結売上高は、医薬品・医療機器等の臨床開発支援やデジタルマーケティング支援等が減少したものの、主力製品である電子カルテシステムの販売が大型案件の導入・更新などにより順調に推移したことから、前期比で増加しました。利益面におきましては、電子カルテシステムの売上増加に伴う利益増加があった一方、医薬品・医療機器等の臨床開発支援の売上減少による影響が大きく、営業利益及び経常利益はそれぞれ過去最高であった前期に次ぐ結果となりました。なお、株式会社サンカクカンパニーの業績が当初計画を下回り、想定されていた収益獲得が見込めないことから、「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」（会計制度委員会報告第7号）に基づき、のれんの未償却残高を一括償却し、のれん償却額として184百万円を特別損失に計上しました。また、株式会社マイクロン及び株式会社サンカクカンパニーに係る固定資産についても収益性の低下がみられるため、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、株式会社マイクロンに係るのれんを含め、減損損失265百万円を特別損失に計上しました。親会社株主に帰属する当期純利益は、上記の要因に加え、法人税等調整額が増加したことなどにより、前期比で大幅に減少しました。

以上の結果、売上高14,554百万円（前期比6.8%増）、売上総利益3,365百万円（前期比8.8%減）、営業利益1,148百万円（前期比8.5%減）、経常利益1,154百万円（前期比8.2%

減)、親会社株主に帰属する当期純利益は123百万円(前期比82.0%減)となり、売上高は過去最高となりました。また、受注状況につきましても、受注高14,071百万円(前期比3.2%増)、受注残高は5,716百万円(前期末比5.8%増)となり、それぞれ過去最高となりました。

セグメント別の経営成績は、以下のとおりであり、セグメント利益又はセグメント損失は、営業利益ベースの数値であります。

[注] P H R : Personal Health Record

[ヘルスケアソリューション事業]

電子カルテシステムは、医療機関向けの自社パッケージ製品である「M I ・ R A ・ I s シリーズ」を中心に、他社の医事会計システム等の部門システムや、ハードウェア等を組み合わせ、主に中小病院向けに販売しております。なお、当社の子会社である株式会社シーエスアイでは電子カルテシステム「M I ・ R A ・ I s シリーズ」の新製品として、「M I ・ R A ・ I s V (ファイブ)」を2024年1月に販売開始し、ユーザー数も順調に伸びております。加えて、医療情報システムの受託開発・運用管理、医薬品・医療機器等の臨床開発支援、医療機関向け料金後払いシステムの開発、企業や健保組合からの健康相談窓口や特定保健指導の受託、人材事業等を行っている他、企業向けオンライン相談サービス「もこすく相談所」等、にも取り組んでおります。また、患者が自分の疾患を管理し担当医師との情報共有を促進するスマートフォン向けサービス「ドクターコネクト」は2024年2月にサービスを開始し、受診予約機能や電子カルテシステムとの連携機能により医療現場の働き方改革への貢献を目指すなど、新たなサービス展開をすすめております。

当期におきましては、電子カルテシステムの売上増加に伴う利益増加はあったものの、医薬品・医療機器等の臨床開発支援の売上減少の影響が大きく、セグメント利益は前期比で減少しました。

当社グループの大半を占めるヘルスケアソリューション事業の経営成績につきましては、前記の状況により、受注高13,644百万円(前期比3.3%増)、受注残高5,614百万円(前期末比5.9%増)、売上高14,143百万円(前期比7.4%増)、セグメント利益1,246百万円(前期比10.7%減)となりました。

〔マーケティングソリューション事業〕

デジタルマーケティング支援は、企業や組織向けのWebサイト再構築（リブランディング）やWebプロモーション支援（Web広告の企画・制作・運用。SNSを含む。）、並びにデジタルマーケティング人材の育成等を行い、デジタルサイネージは、公共・商業施設向けの販売等を行っております。

デジタルマーケティング支援においては、新規案件の受注が減少したことなどにより、売上高は前期比で減少しました。

マーケティングソリューション事業の経営成績につきましては、受注高427百万円（前期比0.3%増）、受注残高101百万円（前期末比3.1%増）、売上高410百万円（前期比11.5%減）、セグメント損失54百万円（前期セグメント損失15百万円）となりました。

<事業別の売上高>

事業区分	第28期 (2023年9月期)		第29期 (2024年9月期) (当期)		前期比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
ヘルスケアソリューション事業	13,168	96.6	14,143	97.2	975	7.4
マーケティングソリューション事業	464	3.4	410	2.8	△53	△11.5
合計	13,632	100.0	14,554	100.0	922	6.8

② 設備投資の状況

当期において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は867百万円であります。

その主なものは、電子カルテシステム等の販売用ソフトウェア622百万円、自社利用のソフトウェア161百万円、コンピュータ及び周辺機器等28百万円、事務所用設備34百万円であります。

③ 資金調達の状況

当期において、当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として1,800百万円の調達を行いました。

また、第4回新株予約権の行使により66百万円の調達を行いました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 26 期 (2021年9月期)	第 27 期 (2022年9月期)	第 28 期 (2023年9月期)	第 29 期 (当期) (2024年9月期)
売 上 高 (百万円)	12,284	13,702	13,632	14,554
経 常 利 益 (百万円)	908	1,044	1,257	1,154
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	632	588	687	123
1株当たり当期純利益 (円)	42.34	39.13	45.91	8.19
総 資 産 (百万円)	9,459	10,905	11,244	11,251
純 資 産 (百万円)	5,479	6,082	6,583	6,599
1株当たり純資産 (円)	339.05	373.59	406.68	403.14

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 26 期 (2021年9月期)	第 27 期 (2022年9月期)	第 28 期 (2023年9月期)	第 29 期 (当期) (2024年9月期)
営 業 収 益 (百万円)	498	546	688	1,003
経 常 利 益 (百万円)	227	151	186	579
当期純利益又は 当期純損失(△) (百万円)	143	158	186	△461
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	9.59	10.51	12.47	△30.62
総 資 産 (百万円)	4,587	5,158	5,376	4,992
純 資 産 (百万円)	3,262	3,324	3,278	2,713
1株当たり純資産 (円)	218.05	220.80	219.30	179.21

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第27期の期首から適用しており、第27期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社シーエスアイ	100百万円	100.0%	電子カルテシステムを中心とした医療システム開発と受託システム開発
株式会社エムシーエス	100百万円	51.0%	看護業務システムの開発・導入・運用保守をトータルサポート
株式会社デジタルソリューション	20百万円	100.0%	医療情報システムの開発・導入・運用保守をトータルサポート
株式会社マイクロン	50百万円	70.6%	イメージング技術を活用した効率的な臨床開発支援
株式会社エムフロンティア	25百万円	70.6%	臨床開発に必要な高度な人材の派遣
株式会社Mocosuku	140百万円	57.5%	医療とWebの知見を活用した、産業保健事業、人材事業、マーケティング事業
株式会社サンカクカンパニー	50百万円	100.0%	企業やサービスのデジタルマーケティング実行支援とデジタルマーケティング人材を育成

(注) 当社の連結子会社は7社であります。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、医療を中心としたヘルスケア全般をITで支援し、それに関わる「国民の安全・安心な生活」や「社会や事業者が抱える課題解決」に寄与することを企業理念としております。この理念を実現し企業価値を最大化していくためには、グループ規模や事業領域を拡大するとともに、コンプライアンスや企業の社会的責任への取り組みを推進していくことが必要であり、以下に示す課題に対処してまいります。

課題1 既存事業の収益拡大

当社グループの主力製品は、医療機関向けの電子カルテシステム「MI・RA・ISシリーズ」であり、当社グループは、医療に関わるすべての人々のために、さらなる利便性や診療の効率化の追求、未来を見据えた柔軟性・発展性を念頭においた製品づくりを行い、院内から他施設、そして患者やその家族へつながる連携力のあるシステムを提供しております。

物価上昇や人件費上昇などコスト増加による顧客の経営状況に影響がある中で、当社の既存事業の収益をいかに拡大していくかを課題と認識しております。

電子カルテシステムのみならず、当社グループの各製品・サービスにおいて製品力・営業力を強化し、また導入作業効率化や仕入れ品の集中購買等により原価低減を図っております。これに加え、働き方改革や社員エンゲージメント向上への取り組みを強化し、生産性向上を実現す

ることにより収益拡大を図ってまいります。

課題2 既存事業の強みを生かした新たなサービスビジネスの創出

当社は売上の変動幅が大きいモノ売りからサービスビジネスの割合を高め、安定的に収益を獲得していくことを課題と認識しております。

当社グループのコア・コンピタンスは、医療をはじめとするヘルスケア領域全般における現場のニーズを理解し、中長期にわたり価値を提供しつづけることができる製品と人材を保有していることであります。このコア・コンピタンスを生かし、既存の顧客基盤や経営資源を活用・発展させ、新たな価値を継続的に提供し続ける高収益なサービスビジネスを創出してまいります。

一例として、2024年から医療機関と患者の情報共有サービス「ドクターコネクト」を提供開始しておりますが、当該サービスは基本機能を無償とすることで広く普及を目指し、受診予約機能や電子カルテシステム端末との連携など、実運用に必要な機能については、医療機関の規模ごとに各料金を設定し、患者利便性向上と院内業務効率化に寄与するサービスの展開を加速してまいります。

課題3 既存事業に次ぐ、成長事業の創出

当社は、電子カルテシステムなどの事業が当社グループの全体収益に占める割合が大きいため、新たな成長事業の創出が課題と認識しております。

新会社設立・出資・M&Aにより、ヘルスケアを中心に事業領域を拡大しており、引き続き成長性が見込まれる事業の発掘と立ち上げを進めてまいります。

M&Aについては積極的な展開が必要と考えており、将来的なM&A資金を確保するため、2023年10月に新株予約権 約15億円分を発行しております。（行使期間：2025年10月10日まで）

課題4 医薬品・医療機器等の臨床開発支援及びデジタルマーケティング支援の業績回復

医薬品・医療機器等の臨床開発支援及びデジタルマーケティング支援は、売上の低迷等により、2024年9月期に固定資産に係る特別損失を計上いたしました。2025年9月期の業績のV字回復が最大の課題と認識しております。

現在、今後の施策（2024年7月29日通期業績予想の修正に関する補足説明資料で公表）に基づいた取組みを継続しておりますが、更に経営陣の強化により、V字回復を必達します。

課題5 内部管理体制の強化について

企業が社会的責任を誠実に果たすことは、安定した経営を継続するための必須条件です。

当社グループは、法令、定款、社会規範を順守するため、経営理念・経営方針に基づき、企

業行動憲章、企業行動規範、コンプライアンス規程、リスク管理基本規程を制定し、グループ各社への周知を徹底するとともに、内部統制システムの構築・維持・向上に取り組んでおります。

また、監査等委員会設置会社として、取締役会の議決権を持つ監査等委員である取締役の監査により、コーポレート・ガバナンスの充実、取締役会の監査・監督機能の強化、経営の公正性・効率性の向上を図っております。

その他、情報セキュリティの管理を徹底し、当社グループに関わる情報資産を様々な脅威から守るとともに、製品やサービスを中心とした事業全般の品質管理についても、適切な運用・管理・維持・改善に取り組んでまいりたいと考えております。

今後も皆様方のご期待にお応えするべく、役職員一同、業容の拡大と企業価値の向上を目指す所存でございますので、引き続きご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2024年9月30日現在)

事業区分	主要な製品・サービス
ヘルスケアソリューション事業	電子カルテシステム（診療記録システム・オーダーリングシステム・看護支援システム）の開発・販売 【MI・RA・I s / V】 [MI・RA・I s / V] 一般病院向け電子カルテシステム [MI・RA・I s / V Mix] 混在型病院向け電子カルテシステム [MI・RA・I s / V Lite] 小規模病院向け電子カルテシステム [MI・RA・I s / V for Cloud] クラウド型電子カルテサービス 【MI・RA・I s / QS】 小規模医療機関向けクラウド型電子カルテシステム 【ドクターコネクト】 医療機関・患者の情報共有サービス 地域医療連携システム 医療情報システムの受託開発 医療情報システムの運用管理（病院内のシステム・ネットワークの運用管理等） 医療機関向け料金後払いシステム 医薬品・医療機器等の臨床開発支援 ソフトウェア医療機器の開発・販売・保守 企業や健保組合からの健康相談窓口や特定保健指導の受託 人材紹介・派遣
マーケティングソリューション事業	デジタルマーケティング全般の支援 デジタルサイネージシステムの販売

(6) **主要な事業所** (2024年9月30日現在)

- ① 当社
本社 札幌市白石区平和通十五丁目北1番21号
東京オフィス 東京都北区上中里二丁目9番1号
- ② 子会社
株式会社シーエスアイ
本社 札幌市白石区平和通十五丁目北1番21号
東京支社 東京都北区上中里二丁目9番1号
大阪支店 大阪府中央区本町三丁目5番7号 御堂筋本町ビル
九州支店 福岡市博多区博多駅前一丁目4番4号 東京建物博多ビル

株式会社エムシーエス

本社 青森県弘前市大字神田二丁目5番地9
東京支店 東京都北区上中里二丁目9番1号

株式会社デジタルソリューション

本社 東京都北区上中里二丁目9番1号

株式会社マイクロン

本社 東京都港区三田三丁目13番16号 三田43MTビル
大阪支社 大阪府淀川区宮原四丁目5番36号 ONEST新大阪スクエア

株式会社エムフロンティア

本社 東京都港区三田三丁目13番16号 三田43MTビル

株式会社Mocoku

本社 東京都北区上中里二丁目9番1号

株式会社サンカクカンパニー

本社 東京都北区上中里二丁目9番1号

(7) 従業員の状況 (2024年9月30日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前期末比増減
ヘルスケアソリューション事業	522名	6名減
マーケティングソリューション事業	62名	2名増
全社（共通）	22名	増減なし
合計	606名	4名減

(注) 1. 上記従業員数には、臨時従業員92名は含まれておりません。

2. 「全社（共通）」として記載している従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

当社は持株会社であるため、記載を省略しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2024年9月30日現在)

借入先	借入額
株式会社北洋銀行	831百万円
株式会社三井住友銀行	489百万円
株式会社北海道銀行	402百万円
株式会社三菱UFJ銀行	217百万円
株式会社みずほ銀行	215百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2024年9月30日現在)

- ① 発行可能株式総数 39,932,000株
- ② 発行済株式の総数 15,518,400株 (自己株式398,163株を含む。)
- (注) 当社は、取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く。) 6名及び子会社取締役 (監査役を除く。) 6名に対して譲渡制限付株式の付与のため、2024年1月24日付で普通株式60,800株、また、新株予約権の行使により、110,000株を発行いたしました。
- ③ 株主数 6,711名
- ④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
杉 本 恵 昭	1,582,800株	10.47%
日 本 電 気 株 式 会 社	1,200,000株	7.94%
株 式 会 社 U H P a r t n e r s 3	1,156,800株	7.65%
株 式 会 社 U H P a r t n e r s 2	1,143,900株	7.57%
光 通 信 株 式 会 社	1,079,600株	7.14%
株 式 会 社 E M シ ス テ ム ズ	700,000株	4.63%
株 式 会 社 エ ス ア イ エ ル	518,700株	3.43%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	312,900株	2.07%
日 本 事 務 器 株 式 会 社	283,200株	1.87%
株 式 会 社 北 洋 銀 行	225,200株	1.49%

- (注) 1. 当社は、自己株式を398,163株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株 式 数	交 付 対 象 者 数
取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く。)	53,400株	6名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告「2. (3) ④取締役の報酬等」に記載しております。

⑥ その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

その他新株予約権等の状況

2023年9月25日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権

割当日	2023年10月11日
新株予約権の総数	25,000個
発行価額	総額3,750,000円（新株予約権1個につき150円）
当該発行による潜在株式数	2,500,000株（新株予約権1個につき100株） 上限行使価額はありませぬ。 下限行使価額は600円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は2,500,000株です。
資金調達の額	1,503,750,000円（差引手取概算額: 1,492,750,000円） （内訳）新株予約権発行による調達額： 3,750,000円 新株予約権行使による調達額：1,500,000,000円 差引手取概算額は、本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権にかかる発行諸費用の概算額を差し引いた金額となります。また、行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。
行使価額	当初行使価額 600円 行使価額は、本新株予約権の割当日の翌日から起算して6ヶ月を経過した日以降に開催される当社取締役会の決議により、当該決議が行われた日の直前取引日の終値に修正することができます。但し、修正後の行使価額が、下限行使価額を下回することはありませぬ。行使価額の修正が決議された場合、当社は、速やかにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌々取引日以降に修正後の行使価額が適用されます。なお、上記に関わらず、直前の行使価額修正から6ヶ月以上経過していない場合には、当社は新たに行使価額修正を行うことはできませぬ。そのため、本新株予約権は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第410条第1項に規定されるMSCB等には該当しませぬ。
募集又は割当て方法（割当先）	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社（以下、「マイルストーン社」といいます。）に対する第三者割当方式

<p>その他</p>	<p>① 行使条件 本新株予約権の行使により、行使に係る本新株予約権の新株予約権者が保有することとなる当社株式総数が、本新株予約権の発行決議日（2023年9月25日）時点における当社発行済株式総数（15,347,600株）の10%（1,534,760株）を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使はできない旨の行使条件が付されております。</p> <p>② 新株予約権の取得 当社は、本新株予約権の割当日から6ヶ月を経過した日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨および本新株予約権を取得する日（以下、「取得日」といいます。）を決議することができ、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の20営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。</p> <p>③ 本契約における定め 当社は、マイルストーン社との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に本契約を2023年10月11日付にて締結しております。本契約においては、以下の内容が定められております。詳細は、2023年9月25日付で公表しております「第三者割当により発行される第4回新株予約権の発行及びコミットメント条項付き第三者割当契約の締結に関するお知らせ」の「2.募集の目的及び理由（2）本資金調達方法（第三者割当てによる新株予約権発行）について」に記載しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社による本新株予約権の行使の指定 ・当社による本新株予約権の行使の停止 <p>なお、本契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められており、また譲渡された場合でも、上記のマイルストーン社の権利義務は、譲受人に引き継がれる旨が規定されております。</p> <p>④ その他 当社は、割当先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株予約権に係る第三者割当契約及び総数引受契約を締結しております。</p>
------------	---

(注) 本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、資金調達の額が減少する可能性があります。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役 の 状況 (2024年9月30日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長 CIO (最高投資責任者)	杉本 恵昭	株式会社シーエスアイ 取締役 経営相談役
代表取締役社長 CEO (最高経営責任者)	齋藤 直和	株式会社シーエスアイ 取締役 会長 株式会社マイクロン 代表取締役 会長
取締役副社長 COO (最高執行責任者)	新里 雅則	株式会社シーエスアイ 代表取締役 社長
専務取締役 CRO (最高リスク管理責任者)	松澤 好隆	株式会社 M o c o s u k u 代表取締役 社長
常務取締役 CSO (最高戦略責任者)	芳賀 恵一	経営・事業企画担当 株式会社シーエスアイ 取締役 株式会社サンカクカンパニー 代表取締役 CEO
取締役 CFO (最高財務責任者)	田口 常仁	管理担当 株式会社シーエスアイ 取締役 管理担当
取締役	福井 誠	日本電気株式会社 ヘルスケア・ライフサイエンス事業部門 主席プロフェッショナル
取締役 (常勤監査等委員)	吉住 実	-
取締役 (監査等委員)	名倉 一誠	名倉一誠法律事務所 弁護士
取締役 (監査等委員)	吉田 周史	吉田周史公認会計士事務所 公認会計士
取締役 (監査等委員)	星加美 佳	札幌創成法律事務所 弁護士

- (注) 1. 取締役福井誠氏、取締役(常勤監査等委員)吉住実氏、取締役(監査等委員)名倉一誠、吉田周史氏及び星加美佳氏は、社外取締役であります。
2. 取締役(常勤監査等委員)吉住実氏は、経営に関する相当程度の知見を有しており、情報収集その他監査の実効性を高めることが期待できることから、常勤監査等委員として選定しております。
3. 取締役(監査等委員)名倉一誠氏は、弁護士として、法務及び人事労務、人材開発に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役(監査等委員)吉田周史氏は、公認会計士として、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役(監査等委員)星加美佳氏は、弁護士として、法務及び内部統制、リスク管理に関する相当程度の知見を有しております。

6. 当社は、取締役（常勤監査等委員）吉住実氏、取締役（監査等委員）名倉一誠氏、吉田周史氏及び星加美佳氏を東京証券取引所及び札幌証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としておりません。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社取締役及び子会社取締役・監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じる損害を填補することとしております。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為により生じた損害の場合には填補の対象としないこととしております。

④ 取締役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2023年12月20日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は次のとおりです。

I. 取締役の個人別の報酬等のうち、次の事項の決定に関する方針

a. 個人別の基本報酬等（業績連動報酬等・非金銭報酬等以外）の額又は算定方法

基本報酬（確定額報酬）として、役員報酬に関する規程に基づき、株主総会で決定された報酬の範囲内で会社の業績や経営状況、及び各人の成果や責任等を勘案し、基本報酬額を決定いたします。また会社の状況、業績を勘案して賞与を支給することもあります。

取締役（監査等委員を除く。以下同じ。）の報酬限度額は、2015年12月18日開催の第20回定時株主総会において年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、7名（うち社外取締役1名）です。また、2019年12月18日開催の第24回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式付与のための報酬額は年額40百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、7名（うち社外取締役1名）です。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、2015年12月18日開催の第20回定時株主総

会において年額50百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、3名（うち社外取締役3名）です。

取締役会は、個人別の基本報酬等の額について、指名・報酬諮問委員会に諮問を行い、その答申を受け、決議します。指名・報酬諮問委員会は、取締役会の決議により選定された委員3名以上で構成され、その過半数を独立社外取締役が占めております。指名・報酬諮問委員会は、取締役会から諮問された原案について決定方針との整合性を含め総合的な検討を行い、取締役会はその答申を尊重し、決定方針に沿うものであるか判断します。

b. 業績連動報酬等について業績指標の内容、額又は数の算定方法

採用しておりません。

c. 非金銭報酬等の内容、「額もしくは数」又は「算定方法」

非金銭報酬は、譲渡制限付株式報酬制度とし、譲渡制限付株式の付与のために金銭債権を報酬として支給いたします。

制度の概要は2019年12月18日開催の定時株主総会において決議された以下のとおりといたします。

対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けます。

本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、年額40百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とします。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定いたします。

本制度により、当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数は、年80,000株以内（ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整。）とし、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値。）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定いたします。

また、本制度による当社の普通株式（以下、「本株式」という。）の発行又は処分に当たっては、当社と譲渡制限付株式報酬の支給を受ける予定の対象取締役との間において、①一定期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件とします。本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が野村證券株式会社に開設する専用口座で管理されます。

d. aとcの割合（構成比率）

基本報酬と、非金銭報酬の支給割合は、非金銭報酬が当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることが目的となるような最も適切な支給割合とすることを方針とします。

II. 報酬等を与える時期・条件の決定に関する方針

基本報酬は、在任中に毎月定額を支払うこととします。

非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬制度は、在任中に、本制度に基づく金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けます。

III. 報酬等の内容の決定について取締役その他の第三者への委任に関する事項

該当なし

IV. 報酬等の内容の決定方法（III. の事項を除く）

該当なし

V. その他個人別報酬等の内容の決定に関する重要な事項

該当なし

□. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	非金銭報酬等	
取 締 役 (監査等委員を除く)	137	105	32	6
取締役 (監査等委員)	10	10	-	4
(うち社外取締役)	(10)	(10)	(-)	(4)
合 計	148	115	32	10
(うち社外取締役)	(10)	(10)	(-)	(4)

- (注) 1. 取締役 (監査等委員を除く) の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 現任の社外取締役 (監査等委員を除く) 1名については、無報酬のため支給人員には含まれておりません。
3. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当の際の条件等は「イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2. (1) ⑤当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。なお、非金銭報酬等の総額は、取締役 (監査等委員を除く) に対する譲渡制限付株式報酬に係る費用計上額であります。
4. 取締役 (監査等委員を除く) の報酬限度額は、2015年12月18日開催の第20回定時株主総会において年額200百万円以内 (ただし、使用人分給与は含まない。) と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、7名 (うち社外取締役1名) です。また、2019年12月18日開催の第24回定時株主総会において、取締役 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。) に対する譲渡制限付株式付与のための報酬額は年額40百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、7名 (うち社外取締役1名) です。
5. 取締役 (監査等委員) の報酬限度額は、2015年12月18日開催の第20回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、3名 (うち社外取締役3名) です。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 社外取締役福井誠氏は、日本電気株式会社のヘルスケア・ライフサイエンス事業部門 主席プロフェッショナルであります。同社は当社の大株主であり、同社と当社グループの間には営業上の取引関係があります。
- ・ 社外取締役（監査等委員）名倉一誠氏は、名倉一誠法律事務所の弁護士であります。同法律事務所と当社グループの間には特別な関係はありません。
- ・ 社外取締役（監査等委員）吉田周史氏は、吉田周史公認会計士事務所の公認会計士であります。同会計事務所と当社グループの間には特別な関係はありません。
- ・ 社外取締役（監査等委員）星加美佳氏は、札幌創成法律事務所の弁護士であります。同法律事務所と当社グループの間には特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 福 井 誠	当事業年度開催の取締役会18回全てに出席しております。医療ソリューションをはじめとした各種ソリューション事業に関する豊富な知識と経験を有し、その経歴に基づいて、社外取締役として求められる監督機能が期待されており、必要に応じて助言・発言を行っております。
社外取締役（常勤監査等委員） 吉 住 実	当事業年度開催の取締役会18回のうち14回に出席し、監査等委員会24回のうち20回に出席しております。必要に応じ、経営者としての豊富な経験・見識から助言・発言を行っております。 また、指名・報酬諮問委員会の委員として、開催された委員会4回のうち3回に出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における諮問機能を担っております。
社外取締役（監査等委員） 名 倉 一 誠	当事業年度開催の取締役会18回全てに出席し、監査等委員会24回全てに出席しております。必要に応じ、弁護士としての経験を活かした助言・発言を行っております。 また、指名・報酬諮問委員会の委員として、開催された委員会4回全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における諮問機能を担っております。
社外取締役（監査等委員） 吉 田 周 史	当事業年度開催の取締役会18回全てに出席し、監査等委員会24回のうち、23回に出席しております。必要に応じ、公認会計士としての経験を活かした助言・発言を行っております。 また、指名・報酬諮問委員会の委員として、開催された委員会4回全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における諮問機能を担っております。

	出席状況、発言状況及び 社外取締役 ^① に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役（監査等委員） 星 加 美 佳	<p>2023年12月20日就任以降、当事業年度開催の取締役会14回全てに出席し、監査等委員会19回のうち18回に出席しております。必要に応じ、弁護士としての経験を活かした助言・発言を行っております。</p> <p>また、指名・報酬諮問委員会の委員として、2024年8月26日就任以降、当事業年度に開催された委員会1回に出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における諮問機能を担っております。</p>

(注) 吉住実氏は、病気療養のため、2024年7月から9月までの取締役会、監査等委員会、及び指名・報酬諮問委員会に出席することができませんでした。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 監査法人シドー

② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	22百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会を選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

連結貸借対照表

(2024年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	7,467,596	流動負債	2,837,730
現金及び預金	3,826,460	買掛金	1,009,649
受取手形、売掛金及び契約資産	3,193,246	1年内返済予定の長期借入金	727,341
商品及び製品	3,775	リース債務	2,022
仕掛品	261,179	未払金	174,455
原材料及び貯蔵品	2,533	未払法人税等	201,223
未収入金	5,332	賞与引当金	238,959
前払費用	149,365	未払消費税等	107,185
その他	35,584	未払費用	141,876
貸倒引当金	△9,880	契約負債	209,361
固定資産	3,783,934	預り金	22,755
有形固定資産	1,723,691	その他	2,899
建物及び構築物	1,039,216	固定負債	1,813,897
車両運搬具	546	長期借入金	1,430,353
工具、器具及び備品	102,858	リース債務	4,654
土地	581,070	退職給付に係る負債	217,828
無形固定資産	1,017,376	長期未払金	146,355
ソフトウェア	714,007	資産除去債務	14,706
ソフトウェア仮勘定	287,389	負債合計	4,651,628
のれん	15,516	純 資 産 の 部	
その他	462	株主資本	6,078,073
投資その他の資産	1,042,866	資本金	1,269,825
投資有価証券	438,348	資本剰余金	1,295,678
差入敷金保証金	113,982	利益剰余金	3,712,973
繰延税金資産	176,199	自己株式	△200,404
退職給付に係る資産	152,220	その他の包括利益累計額	17,523
長期前払費用	89,380	その他有価証券評価差額金	17,523
その他	73,095	新株予約権	3,585
貸倒引当金	△360	非支配株主持分	500,721
資産合計	11,251,531	純資産合計	6,599,903
		負債純資産合計	11,251,531

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2023年10月1日から
2024年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		14,554,161
売上原価		11,188,910
売上総利益		3,365,250
販売費及び一般管理費		2,217,010
営業利益		1,148,240
営業外収益		
受取利息及び配当金	2,954	
投資有価証券売却益	7,992	
助成金収入	5,596	
その他	5,430	21,974
営業外費用		
支払利息	12,135	
投資事業組合運用損	2,141	
新株予約権発行費	170	
支払手数料	1,133	
為替差損	285	
その他	219	16,085
経常利益		1,154,129
特別利益		
固定資産売却益	13,758	
投資有価証券償還益	120	13,878
特別損失		
減損損失	265,504	
のれん償却額	184,178	449,682
税金等調整前当期純利益		718,325
法人税、住民税及び事業税	425,191	
法人税等調整額	102,428	527,619
当期純利益		190,705
非支配株主に帰属する当期純利益		67,284
親会社株主に帰属する当期純利益		123,420

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2024年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	1,465,108	流動負債	804,669
現金及び預金	1,443,971	1年内返済予定の長期借入金	725,969
前払費用	19,177	未払金	11,402
未収入金	704	未払法人税等	13,154
その他	1,255	未払消費税等	38,521
貸倒引当金	△0	前受収益	9,157
		その他	6,464
固定資産	3,527,126	固定負債	1,474,309
有形固定資産	1,538,882	長期借入金	1,430,353
建物	917,900	長期未払金	29,250
構築物	11,693	資産除去債務	14,706
工具、器具及び備品	66,267		
土地	543,019	負債合計	2,278,978
無形固定資産	4,752	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	4,752	株主資本	2,692,148
投資その他の資産	1,983,492	資本金	1,269,825
投資有価証券	438,348	資本剰余金	1,289,041
関係会社株式	1,422,273	資本準備金	1,289,041
関係会社長期貸付金	705,000	利益剰余金	333,685
繰延税金資産	26,965	利益準備金	1,200
長期前払費用	63,160	その他利益剰余金	332,485
その他	33,104	繰越利益剰余金	332,485
貸倒引当金	△705,360	自己株式	△200,404
資産合計	4,992,235	評価・換算差額等	17,523
		その他有価証券評価差額金	17,523
		新株予約権	3,585
		純資産合計	2,713,256
		負債純資産合計	4,992,235

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2023年10月1日から
2024年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
営業収益		1,003,546
営業費用		424,877
営業利益		578,668
営業外収益		
受取利息及び配当金	7,211	
投資有価証券売却益	7,992	
その他	1,250	16,453
営業外費用		
支払利息	12,394	
投資事業組合運用損	2,141	
新株予約権発行費	170	
支払手数料	1,133	15,839
経常利益		579,282
特別利益		
固定資産売却益	56,042	
投資有価証券償還益	120	56,162
特別損失		
関係会社株式評価損	371,724	
貸倒引当金繰入額	705,000	1,076,724
税引前当期純損失		441,280
法人税、住民税及び事業税	5,741	
法人税等調整額	14,260	20,002
当期純損失		461,282

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年11月19日

株式会社CEホールディングス
取締役会御中

監査法人シドール

札幌事務所

指定社員	公認会計士	政近	克幸
業務執行社員			
指定社員	公認会計士	大西	洋介
業務執行社員			

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社CEホールディングスの2023年10月1日から2024年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社CEホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

連結注記表「9. 重要な後発事象に関する注記」に記載されているとおり、会社は2024年11月8日開催の取締役会において、2024年12月20日開催予定の第29回定時株主総会に資本準備金の減少について付議することを決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年11月19日

株式会社CEホールディングス
取締役会御中

監査法人シド一

札幌事務所

指定社員	公認会計士	政近	克幸
業務執行社員			
指定社員	公認会計士	大西	洋介
業務執行社員			

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社CEホールディングスの2023年10月1日から2024年9月30日までの第29期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

個別注記表「11. 重要な後発事象に関する注記」に記載されているとおり、会社は2024年11月8日開催の取締役会において、2024年12月20日開催予定の第29回定時株主総会に資本準備金の減少について付議することを決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2023年10月1日から2024年9月30日までの第29期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び従業員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び従業員等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役会に出席し、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人シドーの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人シドーの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年11月20日

株式会社 C E ホールディングス	監査等委員会
監査等委員	名 倉 一 誠
監査等委員	吉 田 周 史
監査等委員	星 加 美 佳

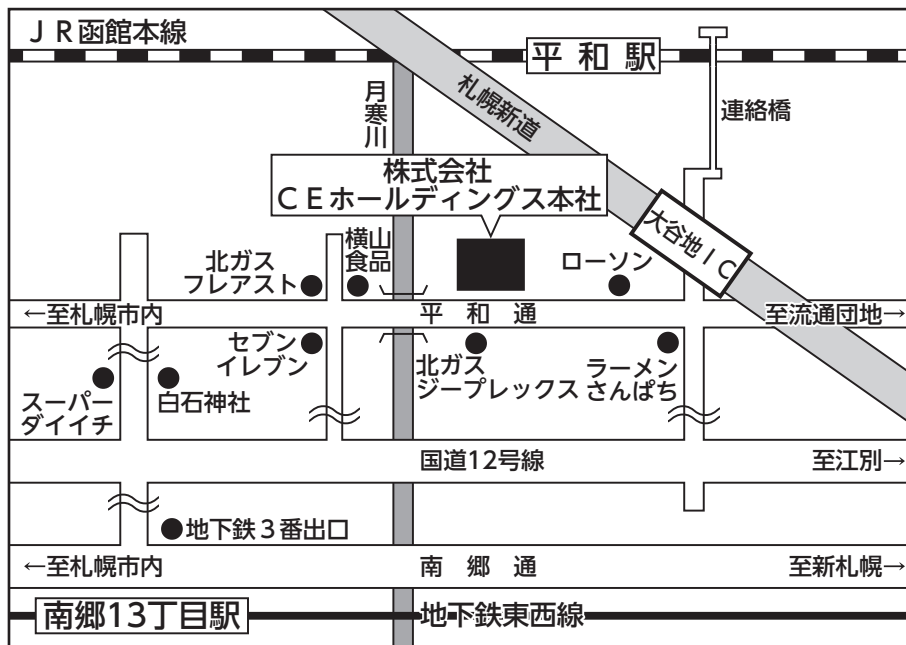
(注1) 常勤監査等委員吉住実、監査等委員名倉一誠、吉田周史及び星加美佳は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

(注2) 常勤監査等委員吉住実は、病気療養のため2024年7月以降の監査等委員会を欠席しておりますので、本監査報告書に署名押印いたしていません。

以 上

株主総会会場のご案内

会場：札幌市白石区平和通十五丁目北1番21号
株式会社CEホールディングス 本社4階会議室
電話：011-861-1600



【交通】

地下鉄 東西線南郷13丁目駅から徒歩15分
J R 平和駅から徒歩12分
タクシー JR新札幌駅から約15分

※株主ではない代理人及び同伴の方など、議決権を行使することができる株主以外の方はご入場いただけません（お身体の不自由な株主様の同伴の方を除きます。）ので、ご注意ください。

【CEホールディングス本社】

